



ち え の わ

Vol. 22

意匠法における特徴記載書のあり方に関する考察

会員 上田 育弘

目次

1. 意匠法等における特徴記載書制度廃止に関する改正私案
2. 理由

1. 意匠法等における特徴記載書制度廃止に関する改正私案

現行意匠法における記載要件に関し次のように改正することにより、意匠の特徴を特徴記載書の記載事項から願書の記載事項に変更すべきである。特徴記載書とは、意匠登録出願人等が任意に提出可能な意匠登録出願に係る意匠の特徴が記載された書面をいい（意施規6条1項）、平成10年意匠法改正に伴い導入されたものである。

① 意匠法第6条第8条新設に関する改正

意匠法第6条第8項として新たに「意匠登録を受けようとする者は、意匠登録を受けようとする意匠の特徴を願書に記載することができる。」旨の規定を書き起こす。

② 意匠法施行規則様式2備考40に関する改正

上記意匠法第6条第8条新設に関する改正①を前提に、現行意匠法施行規則様式2備考40を「意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。」から「意匠法第6条第3項、第4項、第7項及び第8項に規定する場合は、【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。」に改正する（下線部が改正点）。

③ 特徴記載書廃止に関する改正

上記改正①及び②に伴い、現行意匠法施行規則第6条第1項及び第2項を削除することにより、特徴記載書を廃止する。

2. 理由

筆者は、パテント平成16年1月号において、国家行政組織法第12条第3項に違反していることを理由に特徴記載書の法的効果に関し「登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。」旨規定する現行意匠法施行規則第6条第3項を削除すべきである旨提示している。

では、上記の如く、特徴記載書を登録意匠の範囲を定める際の参酌資料から除外する旨の現行意匠法施行規則第6条第3項は国家行政組織法第12条第3項に違反しているので削除すべきであるが、この特徴記載書制度自体を今後いかにすべきであろうか、現行意匠法施行規則第6条第3項を削除した状態で特徴記載書をこのまま存置させるべきであろうか、今後の意匠の記載要件を改めるにあたり意匠法及び意匠法施行規則をいかに改正すべきであろうか、この意匠法及び意匠法施行規則の具体的改正基準が問題となる。

特許庁における意匠登録出願の審査において、審査官が迅速かつ的確な判断をするためには、審査官自身が出願人が意図する意匠の特徴を明確に把握できることが必要不可欠である。また、第三者においては登録意匠の範囲を的確に定めるためには意匠公報（意20条3項）における記載から権利者（意匠権者）が意図する意匠の特徴を明確に把握できることが必要不可欠である。また、意匠権侵害訴訟において、裁判官が登録意匠の範囲を的確に定めたり登録意匠の登録性を的確に判断するためには意匠公報（意20条3項）から権利者（意匠権者）が意図する意匠の特徴を明確に把握できることが必要不可欠である。従って、出願人が意図する意匠の特徴を明確に把握できるように意匠の特徴を記載することが可能な記載要件が必須である。また、出願書類の簡略化の観点から、特徴記載書のようない現行意匠法第6条に規定する提出書類（願書、図面、写真、ひな形、見本）以外の書面を設けるべきではない。また、同様に、願書の記載項目の簡略化の観点か

ら、願書の記載項目を現状よりも多くすべきではない。とするなら、特徴記載書の記載事項を願書の記載事項にすることにより最終的に特徴記載書を廃止することを主眼にしつつ、上記した如く、現行意匠法施行規則第6条第3項を削除することを前提に、①特徴記載書の記載事項を願書の記載事項に改め、②願書の記載項目から意匠の特徴を記載するのに適した記載項目を選択し、③最終的に特徴記載書を廃止する、というのが意匠法及び意匠法施行規則の具体的改正基準というべきである。

これを、現行意匠法及び意匠法施行規則についてみると、①特徴記載書の記載事項を願書の記載事項に改めるために、意匠法第6条第8項として新たに「意匠登録を受けようとする者は、意匠登録を受けようとする意匠の特徴を願書に記載することができる。」旨の規定を書き起こし、②意匠を特定する願書の記載項目として「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」及び「意匠の説明」が存在しているが、このなかで「意匠の説明」が意匠の特徴を包含しうる項目であるた

め、意匠の特徴を記載するのに適した記載項目として「意匠の説明」を選択することができる。従って、現行意匠法施行規則様式2備考40を「意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。」から「意匠法第6条第3項、第4項、第7項及び第8項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄にそれぞれの規定により記載すべき事項をそれぞれ記載する。」に改正することにより、願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠の特徴を記載できるようにしつつ、③最終的に、特徴記載書を廃止するために現行意匠法施行規則第6条第1項及び第2項を削除するということになる。

そこで、近い将来、特許庁における審査官・審判官のみならず、裁判官や第三者にも、出願人（権利者）が意図する意匠の特徴を明確に把握できるような記載要件にすべきである。

具体的には、上記改正私案（1）に示した意匠法改正及び意匠法施行規則改正を早急に行うべきである。

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。